

家屋の新・増改築や解体、用途変更はご連絡を！

平成24年中に新・増改築した家屋は、同25年度から固定資産税の課税対象となりません。新・増改築が終了したら早めに本庁・固定資産税課へご連絡ください。身分証明書を携帯した調査員が、事前に連絡して調査にうかがいます。

また、家屋を解体したときは「解家届」を、用途を変更したときは「用途変更届」を本庁・固定資産税課または牛深支所・総務振興課、その他の支所担当課へ提出してください。届け出がないと、解体前や用途変更前の固定資産税がいつまでも課税される場合があります（届出書は、同課に備え付けています）。

※詳細は本庁・固定資産税課（内線1156）へお尋ねください。

一定面積以上の土地取引には届け出が必要です

一定面積以上の土地を取り引きしたときは、契約後に権

利取得者（買い手）が市に届け出をする必要があります。

▼**届け出が必要な土地取引** 売買や交換、売買予約、譲渡担保、代物弁済など。

▼**届け出が必要な面積** ●本渡・牛深地区の都市計画区域：5,000㎡以上 ●その他の区域：1万㎡以上。

▼**届け出期間** Ⅱ 契約（予約を含む）締結日から2週間以内（締結日を含む）。

※詳細は本庁・企画課（内線1316）へお尋ねください。

広告取扱者を募集します

市では、各種健診の案内用封筒やチラシへの広告掲載事業に取り組んでいます。

今回、民間事業者などの広告の募集や取りまとめを行う事業者（広告代理店を営む人など）を募集します。

▼**応募資格** Ⅱ 市内に事業所があり、市税を完納していること。

▼**募集期間** Ⅱ 11月14日（木）まで。

▼**申込方法** Ⅱ 天草中央保健福

社センターに備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、同センターへ提出してください。なお、申込用紙は市のホームページからも取得できます。

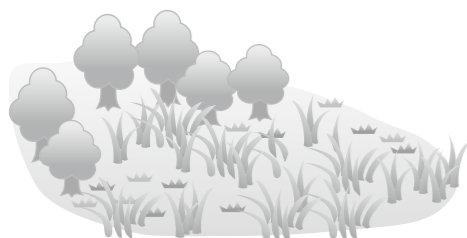
▼**説明会** Ⅱ 11月12日（金）午前10時から、天草中央保健福祉センター・会議室A。

※詳細は天草中央保健福祉センター ☎0620へお尋ねください。

耕作放棄地をなくしましょう！

耕作放棄地とは、1年以上耕作されずに荒廃した農地のことです。放置し続けると農地としての活用が困難になるだけでなく、周辺にも悪影響をおよぼすことにもなりますので、一刻も早く解消していくことが必要です。

そこで、耕作放棄地を農地に復元する際に必要な経費を補助する制度があります。自己所有地の耕作放棄地を復元する場合や、自己所有地以外の耕作放棄地を復元する場合にも活用できますので、ご利用ください。



なお、補助金額は、農地の所在地のほか自己所有地か自己所有地以外かなどによって異なりますが、おおむね、10アールあたり2万〜7万5千円程度となります。

また、復元する前に申請する必要があり、必ず事前にご相談ください。ご自分で耕作することが難しい場合は、農業委員会に貸し出した旨を申し出ることできます。

※詳細は本庁（別館）・農業振興課（内線2585）、本庁（別館）・農業委員会事務局（内線2561）へお尋ねください。

住宅の省エネ改修工事やバリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額について

平成25年3月31日までに、次の要件に該当する住宅の「省エネ改修工事」または「バリアフリー改修工事」を行った場合、翌年度の固定資産税が減額されます。

省エネ改修工事

- 対象家屋**＝平成20年1月1日以前に建設された住宅（賃貸住宅を除く）。
- 工事内容**
 - 窓の断熱改修工事（二重サッシ化・複層ガラス化など）とあわせて、次の3つの工事のいずれかを行うこと。①床 ②天井 ③壁の断熱改修工事（断熱材を入れる工事など）。
 - 改修箇所が省エネ基準に適合すること。
 - 当該改修工事に要する自己負担額が30万円以上であること。
- 減額される範囲と期間**＝1戸あたりの居住部分の床面積120㎡を限度とし、当該家屋の翌年度1年分の固定資産税を3分の1減額。

バリアフリー改修工事

- 対象家屋**＝平成19年1月1日以前に建設された住宅（賃貸住宅を除く）、次のいずれかの人が居住する住宅。①65歳以上の人②介護保険法の要介護・要支援の認定を受けている人③障がい者の人。
- 工事内容**
 - ①廊下の拡幅②階段の勾配の緩和③浴室の改良④トイレの改良⑤手すりの取り付け⑥床の段差の解消⑦引き戸への取り替え⑧床表面の滑り止め。
 - 当該改修工事に要する自己負担額が30万円以上であること。
- 減額される範囲と期間**＝1戸あたりの居住部分の床面積100㎡を限度とし、当該家屋の翌年度1年分の固定資産税を3分の1減額。

●**申告手続き**＝工事完了後3カ月以内に、本庁・固定資産税課または牛深支所・総務振興課、その他の支所担当課に備え付けの申告書に添付書類を添えて、同課へ提出してください。

【問い合わせ先】 本庁・固定資産税課（内線1156）

幼稚園でいっしょに遊びませんか！

11月5日（月）～同9日（金）は幼稚園週間「にこリングウィーク」です

市では、11月5日（月）～同9日（金）を幼稚園週間と定め、幼稚園での活動を体験する「親子体験保育」や子育てに関する公開講座、相談会を実施します。いずれも参加は無料です。

なお、市内の幼稚園を紹介するポスターを、天草市民センターショールーム（11月27日（金）～平成25年1月6日（日））に展示します。ぜひご覧ください。

【未就園児親子体験保育】

- 対象**＝未就園児とその保護者。
- ※実施期日・実施園については下表参照。

【子育て相談会】

- とき**＝11月5日（月）… 荅陽幼稚園、同6日（火）… 牛深幼稚園、本渡カトリック聖心幼稚園、同7日（水）… 本渡南・本渡北・亀場幼稚園・愛隣幼稚園。時間はいずれも午前10時30分から同11時30分まで。
- 相談員**＝保健師、地域の先輩ママ相談員「にこり

ングママ」。

【子育て公開講座】

- 対象**＝未就園児の保護者と幼稚園児の保護者（会場の都合上50人程度とします）。
- とき**＝11月9日（金）午前10時から同11時15分まで。
- ところ**＝本渡北幼稚園・にこにこホール。
- テーマ**＝「こどものよりよい成長を願って～作業療法士が提案する子育て～」
- 講師**＝大平すみか氏（作業療法士・天草市教育相談員）。
- ※託児所もあります（受け入れ25人程度）。

- 申込方法**＝いずれも電話またはFAX（参加を希望する行事名、幼児氏名・年齢、保護者氏名、電話番号を記入）で、11月1日（木）までに各幼稚園へお申し込みください。

◆未就園児親子体験保育の日程

| | 幼稚園名 | 体験保育実施日 | 時間 | 所在地 | 連絡先 |
|----|--------------|-----------------|------------|-----------------|------------|
| 公立 | 亀場幼稚園 | 11月5日（月）～同7日（水） | 9:30～11:30 | 亀場町亀川 | ☎・FAX③1548 |
| | 本渡南幼稚園 | | | 川原町 | ☎・FAX③4469 |
| | 本渡北幼稚園 | 11月6日（火）～同8日（木） | | 浜崎町 | ☎・FAX②3681 |
| | 牛深幼稚園 | | | 牛深町 | ☎・FAX②2071 |
| 私立 | 本渡カトリック聖心幼稚園 | 11月5日（月）～同8日（木） | 大浜町 | ☎・FAX③5766 | |
| | 愛隣幼稚園 | | 牛深町 | ☎・FAX②2152 | |
| | 荅陽幼稚園 | | 倉岳町棚底 | ☎④3661・FAX④3673 | |

【問い合わせ先】 本庁（別館）・学校教育課（内線2513）